

平和行政における新たな基金設置可能性調査業務

企画提案公募要領

1 業務目的

これまで沖縄県では、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（令和4年5月）の下、沖縄戦の実相・教訓を次世代へ継承するための取組とともに、平和を希求する「沖縄のこころ」の国内外への発信等、平和行政に関する取組を進めてきた。また、沖縄県地域外交基本方針（令和6年3月）の中でも、今後、沖縄県が地域外交で目指す姿として「アジア・太平洋地域の平和構築に資する国際平和創造拠点」を掲げたところである。

さらに、令和6年度から7年度にかけて設置された恒久平和に貢献する万国津梁会議の提言書（以下「提言書」という。）では、沖縄の平和、ひいては世界の恒久平和に貢献するため、「平和貢献沖縄ビジョン（仮称）」を策定すること及びその実現のための中核組織として平和研究機構を創設し、その安定的な運営に必要な財源として平和基金の創設などに取り組むことなどが提言された。

本委託業務は、以上の状況を踏まえ、平和基金（地方自治法第241条に規定する基金を想定するが、これに限らない。）を設置することについて、その諸課題についての検討に係る各種支援業務を行うことを目的として実施する。なお、平和貢献沖縄ビジョン（仮称）は現在策定作業中であるため、業務の実施に当たっては策定作業の進行に注意すること。

2 業務内容

- (1) 業務名 平和行政における新たな基金設置可能性調査業務
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和8年12月31日まで
- (3) 内容 別添「平和行政における新たな基金設置可能性調査業務」参照

3 応募資格等

企画提案書を提出する者は、次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (3) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる

者がその経営に実質的に関与していないこと。以下の要件については、資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不利な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(4) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(5) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。

(6) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。

(7) 雇用する労働者に対し、最低賃金以上の賃金を支払っていること。

(8) 労働関係法令を遵守していること。

(9) 今回の委託業務を遂行するために必要な経営基盤を有する者であること。

(10) 今回の委託業務を遂行するために必要な知識及び実績等を有する者であること。

(11) 今回の委託業務を共同企業体で実施する場合は以下の要件を満たすこと。

ア 共同企業体を代表する法人が応募を行うこと。

イ 共同企業体を構成する全ての法人において、事業を円滑に推進する能力を有する1名以上の主たる担当者を割り当てること。

ウ 全ての構成員が応募資格(1)から(8)までの要件を満たし、かつ共同企業体全体として応募資格(9)及び(10)の要件を満たすこと。

エ 共同企業体の構成員は、単独又は他の共同企業体の構成員として本業務に応募しないこと。

4 本業務に係る提案上限額

本企画提案に当たっては、5,585,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限額として見積もること。ただし、この金額は企画提案のために設定したものであり、実際の契約額とは異なる。

5 スケジュール（予定）

(1) 質問受付締切	令和8年5月15日（金）17時
(2) 企画提案書等提出締切	令和8年5月21日（木）15時
(3) 一次審査（書類審査）結果通知	令和8年5月22日（金）予定
(4) 二次審査（プレゼンテーション）	令和8年5月26日（火）予定
(5) 最終審査結果通知	令和8年5月下旬 予定

※上記スケジュールは業務の都合等により変更が生じる場合がある。

6 本企画提案に関する質問及び回答

企画提案書等を提出しようとする者は、公募要領及び企画提案仕様書について書面により質問することができる。

(1) 受付期間及び提出方法

- ア 期 間 公募開始日から5(1)の期限まで
- イ 受付時間 県の休日を除く9時から17時まで
- ウ 提出方法 質問票【様式8】をメールにより提出
- エ 提出先 メールアドレス：aa071706@pref.okinawa.lg.jp

(2) 回答の方法

質問事項に対する回答は、沖縄県のウェブサイトの本提案公募に係るページに掲示する。なお、提出資格がないと判断される者からの質問については、回答しない場合がある。

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1015342/1025068/1037585/1039566.html>

7 企画提案書等の提出

(1) 企画提案をしようとする者は、企画提案書に加え、以下の書類を作成して提出すること。

- 【様式1】 企画提案参加申込書
- 【様式2】 法人概要
- 【様式3】 過去の類似業務実績
- 【様式4】 業務に係る実施体制、担当
- 【様式5】 共同企業体協定書（該当ありの場合、提出）
- 【様式6】 積算書
- 【様式7】 誓約書提出方法及び提出先

企画提案書等の提出については、以下のとおりとする。

- 提出期限：5(2)に示す日時（必着）
- 受付時間：県休日を除く9時から17時（提出期限の日は15時）まで
- 提出方法：持参又は郵送（メール、FAX等による提出は不可）
- 提出部数：(1)に定める書類を7部（正1部、コピー6部）※様式1、5及び7は1部

なお、提出書類は、原則としてA4版縦置き又は横書き、長辺左2穴あけとし、左上クリップ留めで提出すること。

- 提出先：沖縄県知事公室 平和・地域外交推進課
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 (沖縄県庁1階 東側)

8 企画提案審査

(1) 第一次審査

提出された書類については、平和・地域外交推進課において応募資格等に関する書類審査を行い、選定された者に対しては、第二次審査（プレゼンテーション）の場所と時間をメールにて通知する。選定されなかった者に対しては、結果のみを通知する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

応募者は、企画提案審査会において企画提案書等に基づき説明するものとし、資料の追加や審査員に提示するための機器の使用は認めない。審査会への参加者は3名以内とする。一部又は全部の参加者がリモートによる参加を希望する場合は申し出ること。

なお、第二次審査について、プレゼンテーションを行わず、提出された書面のみに基づいて審査を行う場合がある。

9 審査基準

審査においては、以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行う。

- (1) 事業の趣旨・目的に沿った提案であるか。
- (2) 当該委託業務の遂行に当たり、効果的、現実的な手法が具体的に提案されているか。
- (3) 当該委託業務を遂行できる能力及び体制を有しているか。
- (4) 当該業務委託の遂行に資する実績があるか。
- (5) 合理的なスケジュールが提案されており、経費の見積は妥当な積算額となっているか。

10 委託契約

8の企画提案審査の結果、最も優れた提案を行った者を第1位の委託契約候補者とし、沖縄県は当該者と委託内容について協議を行い、委託契約を行う。ただし、第1位の契約候補者との間で協議が合意に至らない場合は、次順位以降の者を繰り上げて、協議を行い、契約するものとする。

11 その他

- (1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて提出された場合
 - イ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ウ 公募要領に違反すると認められる場合
 - エ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

- (2) 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出期限後の書類の変更、差し替え又は再提出は、軽微な変更を除き、原則認めない。
- (4) 当該提案に要する経費（参加申込書及び企画提案書の作成や提出に係る経費等）は提案者の負担とし、提出物は返却しない。
- (5) 1事業者又は1共同企業体につき、企画提案は1件とする。
- (6) 提出された企画提案書・審査内容・審査経過については公表しない。
- (7) 事業の実施に当たっては県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容全ての実施を保証するものではない。
- (8) 契約金額の支払については、事業完了後の精算払を原則とする。ただし、本業務の進捗状況に応じて、概算払を請求することができる。
- (9) 当該提案に係る提出書類に虚偽又は事実と異なる内容を記載した場合は、選定の取消、委託契約の解除、委託料の返還等の措置をとることがある。
- (10) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

沖縄県財務規則 抜粋
（契約保証金）

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

12 問合せ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県知事公室 平和・地域外交推進課 担当：土屋

T E L : 098-894-2226 F A X : 098-869-7018

E-mail : aa071706@pref.okinawa.lg.jp